

14、入会林紛争問題

既に見たように但東町は山林面積一万三四〇〇町歩にも及び、その入会林問題は明治初期より問題となっていた。とくに明治四〇年「森林法」發布以来、これが紛議の解決と経営管理に万全を期すため郡役所に、林業技術員をおき調停・管理区分の合理化等に当たらしめた。このうち郡長の調停した主なものは次のようであった。

明治四三年中

一、資母村坂野及中山部落の入會山林

一、同 村木村及太田部落の入會山林

一、同 村奥赤花及赤花部落の入會山林

大正二年中

一、高橋村清瀧外三部落入會山林

これ等の紛争調停の経緯はそれぞれ部落等に現存していると思われる、今後の里山開発、山林開発問題抬頭の際参考となるものと思われるが、その詳細な資料はそれを見ることはできなかつた。

第三節 但東町の明治教育史

一、「学制」発布以前の教育

どのようにして但東町の教育が始まったか、それは、推測する以外に伺い知ることはできないが、但東町が今、現にここにある。ということは、遠い父祖たちが、それぞれの子どもを、願いをこめて産み育て続けてきたということを証明する何ものにも優れた証拠といえるのではないだろうか。

おそらく、親々が、身を以って、自分の生きざまの総てをひっさげて子に教え、自分たちをのり超えて進んでくれるようにと、念じ続けてきたものであろう。山々にこぶしの花が咲いたら何の種子を播くのだぞ、つつじの花が咲いたら、何の用意をしておくのだぞ……と、それぞれの失敗をふり返っては、再び失敗を繰り返さないように、ありったけの知恵と技術を、わが子に教えてきたのであろう。

住みつく人々、血縁の人々がふえるにつれて、一人ではできないことが、お互いが心と心を結び、手をつなぎあうことよってできるという知恵も生みだされ、手をつなぎあってお互いの暮らしを守り、暮らしをより豊かな楽しいものにするための、育てあい、学びあいの教育も生みだされたのではないだろうか。今日、但東町に生きている風俗や習慣、気風といったようなものの底には、父祖たちの教育の名残りが、今も生きているのではないだろうか。

殊に、加藤仁平博士が「新日本教育史」の中で「太古は、カミ、ヒト、マツリの時代とされ、氏と姓の組織的生活集団の時代ともされている。それは多く血縁社会として意識され、同祖神を神とする宗教集団であり、世襲的職能をなしていたとされている。その集団の統率者が氏のカミであり、マツリを営み、マツリゴトをなし、カミの教えの仲介者としてカミに最も近いものとされていた。カミをまつるものが、まずその子弟の教育のための仕組みをもったであろう。教育は神の祭りとして行なわれ、職能技術の伝承として行われ、『すなごり』『かり』の中に深く織り込まれていたと考えられる」と述べているように、但東町内の数多くの宮々が、父祖たちの暮らしの依りどころであり続けたと共に、教育の依りどころとしても、生き続けてきたのではないだろうか。

但東町の教育は、今日では、「僻地教育」として位置づけられることが多いし、但東町民の意識の中にも「辺地意識」が根強く巢喰っているようであるが、天日槍の物語が裏付けているように、大陸文化の影響も、案外早くから受け仏教が、済世利民、鎮護国家の国家的位置づけをされるようになったことの影響と共に、技術の教育や、精神的態度の形成の面では、早くから庶民にまで浸透していったのではないだろうか。広大な規模の寺院跡の遺蹟をもつ但東町ではあるが、そこには、秀れた建築技術をはじめ、秀れたもろもの技術があつた筈であるし、大伽藍をしてそこにそのように在らしめる庶民の信仰や精神がいきいきと存在している筈である。そして、そういうものを生みだし、後々までも伝えようとする教育があつた筈である。

時代が「上代」から「中世」に移っていても、但馬の「安国寺」が、但東町（相田）に建てられたという事実の背後に、今の但東町が、当時、どのような位置づけを受けていたかが窺えるし、そのようにこの地

域を育ててきた、我々の父祖の教育を考えることができるのではないだろうか。

もちろん、いわゆる「学問」と呼ばれるに値するものの教育は、当時の支配者・豪族・指導者に止まったであろうが、数多くの達筆の古文書の中に、「中世」から「近世」への時代の推移と共に、そういうものの教育が、徐々に、しかし確実に、村々に浸透していったことが考えられる。

その教育の衝にあたったものは僧侶であり、その場はいわゆる「寺子屋」であつたと考えられる。

「寺子屋」は、室町時代の寺院の世俗教育から始まったようで、入学は八〜九才、修業年限は三〜五年、学科は読み、書き、珠算に限られていたようであるが、江戸時代になると、浪人学者などが教師となつて教えた寺子屋が現われ、江戸末期には、全国で一萬五千以上の寺子屋があつたとされている。

但東町に遺っている寺小屋資料としては、大河内笛岡山楽音寺十四世黙応和尚の石碑がある。楽音寺の寺小屋は九世本秀和尚（文政・弘化の頃）の頃から開設されていたようであるが、前述黙応和尚の碑は、当時指導を受けた「寺子」が発起して報恩のために建てたもので、裏面には、寺子兼発起者井上数右エ門、桑垣善太郎、桑垣駒太郎、十七世笛岡道仙の氏名と共に、それに協力した一二名の氏名が刻まれている。その氏名の中には、大河内、薬王寺の寺子と共に、「森脇平兵衛」の名が見える。森脇氏は、天谷から二つの峠を超えて、この寺小屋に通い、学んだものようである。

このようにして、各地域の「寺小屋」が、但東町内各地域の人材の育成にあたってきたものであろう。

なお、「寺子」は師弟共男子を主としたが、地域によっては、女師匠がお針子を集めて裁縫教授のかたわら、行儀作法を教えるものもあつたようである。

それと共に、特記しておきたいのは「久畑久溪学館」のことである。

出石藩知事仙石久利は出石町内に藩直轄の「市校」を二か所に開き、久畑光蓮寺・神美善光寺・口大屋福王寺・竹野村興長寺・江原訓谷に「郷校」を設置した。

久畑光蓮寺に「郷校」久溪学館が開校されたのは明治二年(一六九)で、教育内容としては、普通学科・漢字英語科等があったという。

神美郷校は教授二名あり、学校で授業する外、各家庭を巡回して教える方法もとっていたという。

久畑小学校の開校は明治七年であるから、それよりも早く、久畑久溪学館は既に開かれていたわけである。

なお、今日、久溪学館会費納入督促状文書の中に明治二八年のものがあるというから、久畑小学校開校後も、存続した模様である。「私塾」のような形ででも存続したものかもしれない。と、この調査にあたった杉山政之助氏は言っている。

生徒としては、大橋禮吉・大月市太郎・宮本延藏・中易寛・大槻安之助・道下源治・小山滝造・日高町長太田剛太郎・東大教授結城義道・桑垣己之助・中島七藏・西垣鶴之助・大月伊佐夫・藤田光治郎等の諸氏があり、外来の人も驚嘆する程の高い学力を身につけていたという。

二、「学制」発布の頃の教育制度

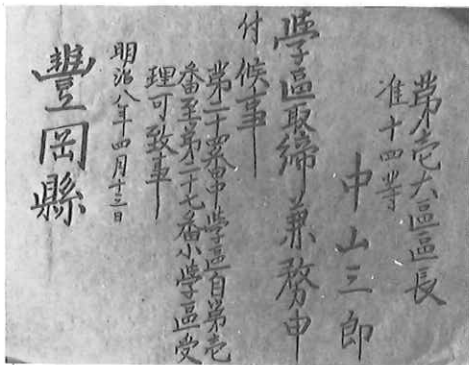
明治元年(一六七)三月四日の五箇条の御誓文は、明治維新以後の教育の根本といえるものであろうが、これが更に、明治五年八月二日の太政官布告二一四号の「仰せ出され書」となって具体化され、翌日、文部省布

達一四号の国民教育を規定した教育令となつて、義務教育が発足した。

「学制」は二二三章から成る尅大な教育法規であり、全教育体系を含む広汎なものであるが、それがどのような意図のもとに構想され、どのような運用の方針をもつたものであるかを示すものが、先述の「仰せ出され書」である。この中に有名な「自今以後一般の人民（華士族、農工商、婦女子）必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり、高上の学に至ては其人の財能に任すといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」ということばも、この中に出されているわけである。この中に盛られた学制の形はフランス風、教育思想はアメリカの実利的な思潮であるといわれている。

さて、これを実施に移すにあつて、全国は八大学区（明治六年四月、七大学区に改訂）にわかち、さらに一大学区を三二中学区、一中学区を二一〇小学区に分割することになつていた。そして、大学区に大学、中学区に中学校、小学区に小学校を一校ずつ設けようという計画であつた。兵庫県は、大阪、京都など二府一〇県とともに第三大学区に属し、その第二四番中学区に私たちの豊岡県は所属していた。

この学区は、また教育行政の単位でもあり、大学区ごとに督学局が設けられ、中学区には地方官によつて任命された学区取締をおいて、



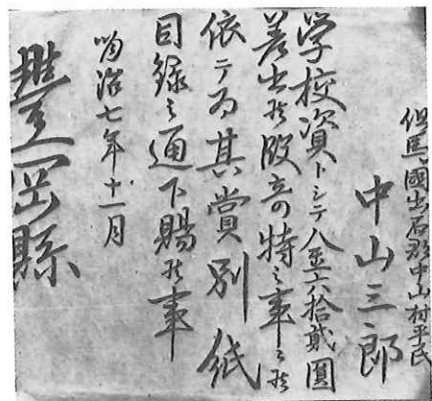
教育辞令 洪谷孫兵衛氏蔵（原文を複写したもの）

文部省の督学本局がすべてこれを統轄するという制度であつた。この督学組織をもつて諸学校の施設整備、就学促進をはかろうとしたのである。

この学制時代の小学校は、上等小学（四年）と下等小学（四年）にわかれ、学齢は満六歳から一四歳にいたる八か年と定められていた。満六歳になると、まず下等小学校第八級に入学、入学後六か月たつと定期試験（進級試験）をうけ、合格すると七級に進む。七級生は六か月たつと進級試験をうけ六級に進む。このようにして半年ごとに進級し、一級にいたつて卒業試験をうける。これに合格すると下等小学全科卒業ということになる。そして、さらに勉強しようとするものは上等小学第八級に入学する。下等と同じように進級して一級にいたれば卒業試験をうけ、合格すれば、小学校の全課程を修了したことになるわけである。

このように、明治五年の学制は、計画としてはきわめて整然たるものであつたが、これを民度の低い地方にも画一的に実施することは不可能であつたやうで、兵庫県では、明治一二年（一八七九）八月「兵庫県簡易教則」を公布し、「山間僻地ニテ正則難被行、實際不得止」の地方においては、下等小学三年、上等小学三年でもよいとしている。

それでは、「学習指導内容」はどのような計画になつていたか。明治一〇年の「兵庫県小学教則」のうち、



下等小学第八級（一年前期）の箇所は次のようになっている。

1、下等小学教則 第一学年第一期第八級

一、讀書 毎日一時四十分

五十音図、以呂波図、濁音、次清音図ヲ以テ仮名ノ音及ビ呼法ヲ教ヘ、單語図第一ヨリ第八マデト、連語図第一ヨリ第十マデヲ教ヘ、兼テ單語ノ綴字ヲ授ク。

一、習字 毎日四十分

石盤ニテ仮名（正体草体変体）ノ字形ヲ教ヘ、次ニ習字本（正体草体）ヲ与ヘテ執筆、運筆ノ法ヲ教ユ。

一、算術 毎日一時

数字図及ビ算用数字図ヲ以テ数字ノ読方ト書法ヲ教ヘ、且物数ノ計ヘ方及ビ一千以下ノ記數位取等ヲ授ケ、加算九々、減算九々ヲ暗誦セシメ、兼テ容易ナル加減心算（加減算九々ニヨル）ヲ教ユ。

一、問答 毎日四十分

單語図或ハ実物模型図ニ就キ、其性質及用法等ヲ問答シ、兼テ色図中ノ七色ニ及ブ。

一、書取 毎日二十分

五十音、以呂波（草体変体）濁音、次清音等ヲ書取ラシメ、次ニ單語ヲ仮名（大約草体）ニテ綴ラシム。

一、口授 毎日二十分

物品談 単語図或ハ実物模型図ニ就キ、其性質用法等ノ概略及ビ色図中ノ七色ヲ授ク。
修身談 小学修身口授勸懲雑話等ノ書ニヨリテ勸善懲惡ノ大旨ヲ説ク。

一、画法 毎日二十分

小学図画書等ニヨリ、石盤ヲ用ヒテ直曲線ヲ縦横斜曲ニ画カシム。

一、体操 毎日十五分

体操書ニヨリテ授ク。

一、唱歌 当分之ヲ欠ク。となつてゐる。

第七級（一年後期）になると小学読本卷一をならい、作文は六級（二年前期）、珠算は第四級（三年前期）からとなつてゐる。

第七級（一年後期）に学ぶ小学読本卷一の開卷第一ページは、

「凡地球上の人類は五に分れたり、亜細亞人種・歐羅巴人種・馬來人種・亞米利加人種・亞弗利加人種是なり。日本人は亜細亞人種の中なり。」（注・アジア ヨーロッパ マレー アメリカ アフリカ）
という文章になつてゐた。

このような県の方針を受けて、私たちの地域でも、中央政府が最初示した学制を修改正して地域の実情に
噛み合わせる努力をしたようである。

現在の但東町に所属する地域の各小学校においても、開設当初は、「下等八級」としてゐる。「一級」の修

学期間は六か月であるから「八級」は「四年制」の最下級ということになる。この「四年制」では到底やっていけないというので、県は、明治一二年八月「三年制」でもよいという「簡易教則」を公布したわけで、これを受け、この地域でも、明治一二年一二月「改正学区下小学校規則」というものを作っている。

とにかく、当時その衝にあたった人々は、学制と地域の現実との距離を埋めるために、ずいぶん苦しんだ模様である。

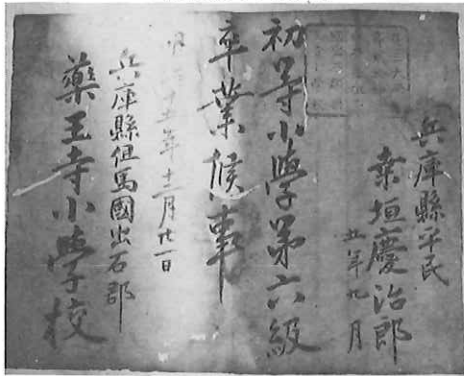
当時の委員多根宇造氏（佐々木）が所持されていた「改正学区下小学校規則」（「出石小学校ニテ規則ヲ定メタ」とある）の写しによると（多根外朗氏蔵）その内容は次のようになっていた。

2、改正教則

凡例

- 一 教則中毎級六ヶ月之修業ト定ムト雖生徒学術ノ進否ニ依リ其期限ヲ伸縮スルハ学務委員及教師ノ協議ニアリ
 - 一 毎級ノ諸課ハ必ス全一二習熟セシメ勉メテ全時二全級ヲ卒ヘシムベシ
 - 一 毎級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシメ、落第ノ者ハ猶原級ニ止ムルヲ法トス
 - 一 修業時間ハ一日五時間ト定メ、時間割ノ表示ニ附ス
- 但 毎時十分間ノ休憩ハ此時間内トス体操容儀裁縫

明治初期の卒業証書



蔵 衛兵孫谷 洪

等ハ此時間外トス

通則

第一条 小学校ヲ分テ上下二等トシ下等小学生徒ハ齡滿六年ヨリ滿九年ニ至リ上等小学ノ生徒ハ齡滿九年ヨリ滿十二年ニ至ル故ニ上下等合セテ在学六ケ年トス

第二条 上下二等ノ小学科ヲ各六級ニ分チ、毎級六ケ月ノ課程トス

第三条 学年ハ十月一日ニ始リ、翌年九月三十日ニ終ル 之ヲ二期ニ分チ第一期ハ十月一日ヨリ三月三十一日ニ至リ第二期ハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

第四条 年中ノ休日ヲ定ムル左ノ如シ

日曜日

土曜日 午後

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

神武天皇祭 四月 三日

神嘗祭 十月十七日

国幣社祭 十月二十日或ハ十九日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十一日

春季皇靈祭 三月二十一日

秋季皇靈祭 九月二十三日

夏日休業 八月一日ヨリ二十日迄

冬日休業 十二月二十五日ヨリ一月十日迄

右ノ外臨時休業ハ其時々告知スベシ

第五条 修業時間ハ四月一日ヨリ五月三十一日マデ及ビ九月一日ヨリ十月三十一日マデハ午前第八時

ヨリ 午後第二時ニ至リ 六月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前第七時ヨリ正午十二時ニ至リ 又十一

月一日ヨリ三月三十一日迄ハ午前第九時ヨリ午後第三時ニ至リ 一週二十八時間トス

第六条 生徒入学ノ期限ハ毎年兩度即チ定期試験ノ後トス 其日限ハ期々先ツテ報告スベシ 但シ時

宜ニヨリテハ臨時入学ヲ許スコトアルベシ

第七条 入学ヲ欲スルモノハ其期限迄ニ左ノ願書ヲ差出ス可シ

入学願書式

何府県華士族平民

何国何郡何町何番地

何某何男何女

何 某

当人出生日 当何年何月何年何ケ月

右之者今般御校江入学為仕度御許可相成候上者御規則総テ固ク為守可申候也

右父兄或ハ親戚 何 某 印

年月日

何学校

御中

第八条 入学ヲ欲スル者ハ父兄或ハ親戚ノ者同伴出校スベシ

第九条 受業料ハ毎月〇日相納ムベシ シカレドモ一月中ノ二分ノ一以上欠席スル者ハ全額金二分ノ

一ヲ納ムルモノトス

但シ他方ヨリ来学ノ者ニシテ平生学資ヲ出サザルモノハ通常受業ノ〇〇金額ヲ納ムルモノトス

第十条 他ノ学校ニ於テ教育ヲ受ケタルモノ入学ヲ願フトキハ其学力ニ応ジ相当ノ級ニ編入スベシ

第十一条 退学セント欲スルモノ入学願書書式ニ倣ヒ事情ヲ記載致シ願ヒ出ズベシ

第十二条 疹癩等ノ傳染病ニ罹ルモノハ休業セシムコトアルベシ

賞与規則

一 定期試験之節 優等ノ者ハ賞与品ヲ給与ス

但 下等小学三級以上ハ拾式錢前後ノ書籍筆墨等ヲ以テシ 四級以下ハ五錢前後ノ物ヲ以テシ

上等小学三級以上ハ二拾錢前後 四級以下拾五錢前後ノモノヲ以テシ 尤モ再試ニ係ル者ハ優等

ヲ占ムト雖 給与セズ

- 一 一学年間一日モ欠席ナク勉学シ 且ツ品行方正ナル者ハ 前条ニ倣ヒ 相当ノ賞与品ヲ給与ス
- 一 下等小学全課卒業ノ者ハ三十錢前後ノ書籍 上等小学全課卒業ノ者ハ五十錢前後ノ帽簪ヲ賞与ス 但シ 下等小学全課卒業試験優等ノ者ハ特ニ二十錢 上等小学全課卒業試験優等ノ者ニハ三十錢ノ物品ヲ給与ス

懲罰規則

- 一 教場出席ノ節 書籍石盤等必需品ヲ遺忘スル者
 - 一 教場ニ於テ 高笑雑談スル者及ビ書籍ヲ取乱ス者
 - 一 正課時間 ミダリニ自席ヲ離レ及ビ他席ヲ犯スモノ
 - 一 許可ナク 漫ニ教場ニ入ル者
 - 一 以上ノ条件ヲ犯ス者十分時間 遊歩ヲ禁ジ 教場ノ一隅ニ立タシム
 - 一 学校所蔵ノ書籍器械ヲ毀損シ及ビ建物ヲ傷ケ 或ハ樂書スル者
 - 一 喧嘩口論ヲ為スモノ
 - 一 以上ノ条件ヲ犯ス者ハ 二十分時間前条ノ如ス
 - 一 屢 教員ノ戒諭ニ背ク者
 - 一 事故に托シテ屢欠席シ 或ハ無断數日休学スル者
- 以上ノ条件ヲ犯ス者ハ本人ノ父兄或ハ親戚ニ之ヲ質シ 其事情ニ依リ相当ノ処分スベシ 然レドモ体罰ニ及ホサザルコト

生徒心得

第一条 生徒ハ総テ規則ヲ遵守シ 学業ヲ勉勵シ 温厚篤実ヲ主トシ 常ニ敏捷快活ナルベシ

第二条 教師ヲ恭敬シ 何事モ其指揮ニ從ヒ朋友ヲ親愛シ 互ニ信義ヲ以テ交ルベシ

第三条 汚穢ハ健康ノ大害アレバ身体衣服等總テ清潔ニナスベシ

第四条 身体ヲ運動スルハ健康ヲ保全スル為ニ切要ナルヲ以テ 放課時間 勉メテ身体ノ運動ヲナス

ベシ

第五条 上校ハ修業時間十分前タルベシ

第六条 途中教師ニ見ルカ又ハ朋友等ニ出逢フトキハ丁寧ニ礼ヲ行フベシ

第七条 書籍器具類ハ念ヲ入レテ取扱ヒ 又日用ノ器ハ必ス遺忘ナク持チ來ルベシ

第八条 同輩ノ者ト書籍器物等ミダリニ貸借リスベカラズ

第九条 無用ノ雜品ヲ持参スベカラズ

第十条 疾病又ハ事故アリテ欠席或ハ遅刻スルトキハ其用ヲ届出ヅベシ

第十一条 今履其他各自ノ所有物ハ常ニ定処ニ揃エ置キ 決シテ他人ノ品ト混スベカラズ

第十二条 喧嘩口論誹議雜談大声高笑或ハ狂奔スル等失儀ノ挙動アルベカラズ

第十三条 学校ノ家屋器物等ヲ毀傷損害スベカラズ

第十四条 授業時間ノ外教場へ入り又ハ課業中席ヲ離レント欲スルトキハ必ズ教師ノ許可ヲ待ツベシ

第十五条 瓦石彈丸ノ類ヲ擲テ其他危害ノ遊戯ハ一切為スベカラズ

第十六条 怪我ヲナシ或ハ困難ニ逢フ者アラバ懇篤ニ之ヲ救助安慰スベシ

第十七条 起業ノ報刻ヲ聴カバ速カニ遊戯ヲ止メ整列シテ教師ノ誘導ヲ待ツベシ

第十八条 許可ナク教場装置ノ器物ヲ使用スベカラズ

なお、この文書には、郡内小学校の「試験法」についての規定も記載されている。

これによると、試験は「月次」「定期」「全科」の三種が定められている。「月次」は毎月行い級中の坐次をこれによって決めたようである。「定期」は三月と九月に行い、これによって昇級させたようである。

「全科」は上下等の卒業試験にあたるものである。

しかし、これには「但し書」がついており、「定期」は學術の進否によって臨時に執行することができることになっており、成績優秀な者は、早く昇級することができるようになっていたようである。

三、但東町各地域における学校教育の発足

現在、但東町に所属する各地域の小学校は、前項で述べたような教育計画のもと、どのようにして発足したか。各学校の沿革誌は、次のように記録している。

矢根小学校 明治七年一月九日、口矢根村大石藤兵衛氏ノ部屋ヲ借り受ケ、本校ヲ創設シ、矢根小学校ト稱ス

河本小学校 明治八年七月一日、河本村本澤寺ヲ借り受ケ本校ヲ開校ス

相田小学校 明治六年八月十日、相田村平民前田勝右衛門ノ居宅ヲ以テ仮リニ教場ニ充テ開校ス

明治八年三月二十五日全家火災ニ罹リ、全村平民喜且慶助ノ宅ヲ借りテ教場ニ充ツ

明治八年四月一日 全村平民喜且庄三郎ノ宅ヲ買取り仮リニ校舎トス 等科ヲ分チテ上下トナシ、

級別シテ各八級トス 未ダ創業ノ際ナルヲ以テ就学兒童ヲ総テ末級ニ編入ス 豊岡県ノ管轄ニシテ、

戸長及世話掛ノ管理タリ

唐川小学校 明治七年唐川村太田藤次郎ノ宅ヲ借り開業ス

平田小学校 明治九年六月二十五日、平田村福田備禮ノ家宅ヲ借り平田小学校ヲ創立シ開業セリ。小

学校令ハ上等下等ノ式等ニシテ各八級ノ制ナレトモ、創業ノ際ナルヲ以テ、下等八級ノ一級アルノ

ミ。豊岡県ノ管轄ニシテ世話掛三名ヲ置ク

久畑小学校 明治七年八月一日 久畑村宮崎玄恂ノ宅ヲ借り久畑小学校ヲ創立シ始業セリ 次ニ小山

重兵衛ノ家宅ヲ借り之ニ移リ、明治十三年六月十八日校舎落成ヲ告ケタルヲ以テ之ニ移ル 豊岡県

ノ管轄ニシテ当校ニ世話掛二名ヲ置ク

薬王寺小学校 明治六年十一月 薬音寺大機凌雲僧ヲ初メテ薬王寺小学校教師トシテ、薬王寺小学校

ヲ開校 下等八級一段トスル 豊岡県管轄

太田小学校 明治六年三月 学制ニ従ヒ太田村廿一番戸井上伝左衛門持家ヲ借り、生徒ヲ教授ス 是

ヲ太田仮学校ト稱ス 明治九年二月唐川、三原ノ二ヶ村ヲ合併シ区内八ヶ村トナル

中山小学校 明治六年三月十日 学制ニ遵ヒ中山村虫生村坂野村聯合シ、中山村今田長兵衛宅ヲ以テ

假小学校ヲ開設シ、白田彌右衛門ヲ聘シ、読書算術ヲ子弟ニ教授ス 是ヲ豊岡県下第□番小学区中

山小学校トス

中藤小学校 明治八年三月十日 明治五年発布ノ学制ニ基キ三藤聯合シ、中藤玉宗寺院寮ヲ以テ仮小

学校ヲ開設シ、始メテ三藤子弟ノ教養ヲ施ス

明治十年一月 都合ニヨリ岩破勢吉郎宅ヲ仮用シ之ニ移ル

赤花小学校 明治七年 口赤花村橋本孫太郎別室ヲ以テ子弟ヲ教授ス 是小学校開設スルノ濫觴ナリ

尋テ法華寺ニ遷シ、又林重次郎宅ニ遷ス

明治八年三月十日 口赤花村中赤花村奥赤花村坂津村畑山村聯合シ、口赤花村字早稻村ニ新ニ校舎

ヲ開設シ、長岡成隣ヲ聘シ教員トナス 是ヲ豊岡県第三大学区第二十四番中学区第五十一番小学区

赤花小学校トス 監督官出石郡区長鳥居誨学区取締ハ佐久間由豆流戸長ハ渋谷伊右衛門ナリ 同年

九月事務掛ヲ置ク 橋本孫太郎治部丑之助永井三郎左衛門之ニ充ツ

となつている。

学制発布の翌春、早速発足開校した学校がある一方、すぐには発足できなかった学校もあるということは、中央政府が当初考えた程これの具体的実施は簡単なことではなかったということである。校舎の問題、教師の問題、教師の給料を含む経済の問題等々、村々の実情にそぐわない問題をもっていたということである。

但馬・丹波を管下とする豊岡県が文部省に対して、小学校開設の困難をうったえ、補助金の補助を申請している事実があり、（明治六年五月二五日）、これに対して文部省が、「願ノ趣、無余儀相聞候」として、補助金の交付を認めていることから、様々な困難、殊に経済的困難があつたのではないかと考えられる。

それでは、早く開校された学区には、そういう問題がなかったのか。それは、そういうことではなくて、学校設立の必要を痛感している指導者が地域にあつて、そういう人々の努力や熱意が問題点をのりこえさせたのではないかと考えられる。

それを裏付ける貴重な資料が太田小学校の沿革誌に誌されている。それは、太田小学校創立満九〇周年（昭和三八年六月二一日）に際し、時の福田初雄校長が、その時九七才であつた高橋林蔵氏（東里・故人）に乞うて、開校当時の模様を子どもたちに話して貰つた話の筆録なのである。

「太田に井上伝左衛門さんというお人があつてな、屋号は『たにや』というた。酒や醤油を作つて売りにさるのが仕事だつたが、なかなかの学者で、蔵にはいっぱい漢書があつて、かいわいきつての物識りのお人だつた。その当時ナンメイ峠を改修することになつたが、井上さんは『これからの世の中は、峠道を通うようなことはやめになる。畑山廻りにして、道巾を三間ぐらいに拵げにやならん』といわれたので、村の者はびつくり驚天した。一間でも広いように思つておつたのに『三間なんて、大ホラフキだ。畑山に廻ると、ぎょうさん田がつぶれる。そんなもつたいたないことはできやせん』と口々にいった。ところが、それからまもなく、井上さんがお



高橋林蔵翁（八八才のとき）

つしやつたとおりになつてしまつた。

子供さんも大ぜいおありだつたが、宇太郎さんは後とり、泰三さんは三井物産の上海支店長、房之助さんは広島県の弁護士会長、菊造さんは京都医大の眼科医をされていたのだが、後にドイツに留学なさつた。まあこんなふうだつたので、どんなに頭のよい先見の明のおありの、胆玉の太いお方だつたかわかるだろう。(注・井上菊造ドイツ帰国後、眼科部長となり若く死没)

そこで、明治五年に明治大帝が『学校を開いて子どもの教育をはじめなさい』と、おふれを出されたことを聞いて、近郷に先がけて学校をつくることにふみきられたのも、至極もつともなことに思えるのじゃ。

学校は、今の太田の上田留吉さんのお家のすぐかみ隣りで刈桑畑になつてゐる屋敷があるだろう。そこに、塩川宇佐衛門さんの家があつた。その当時、塩川さんのお家は空家で、井上さんの管理になつてゐた。丈の低い家で、タカタカすると天井につかえるくらいだつた。古いボロ家だなあと思つたことを、今も覚えてゐる。

その時は、出石の弘道館は藩学だつたので、学校があつたが、そのほかには学校はなかつた。たしか、山の内ではこの太田校が一本はやかつただろう。太田仮学校という看板がさがつておつたと、高橋林蔵翁が回顧しておられるのである。

ところが、一般の人々の中には「学制」の発布をこれだけ積極的に支持する人は少なかつたのではないかと思われる。それは、学齢児童に対して、就学児童が少なく、未就学の児童がたいへん多いということにも

図表 50

赤花小学校	中藤小学校	中山小学校	太田小学校	久畑小学校	平田小学校	唐川小学校	相田小学校	河本小学校	矢根小学校	学 校 名	
										男	女
不明	四三	八〇	不明	七〇	八〇	不明	六一	二七	九五	学 齡 児 童	
	四九	六一		五八	七九		五七	三六	一〇九	女	
	二六	三九		三四	四一		四四	一二	三一	就 学 児 童	
	四	七		九	一七		一八	一一	一三	女	
	一七	四一		三六	三九		一七	一五	六四	未 就 学 児 童	
	四五	五四		四九	六二		三九	二五	九六	女	

伺える。殊に、女子の就学率は、極めて低いのである。
開校間もない明治一〇年の就学状況の記録を摘出してみよう。

これを、先述の高橋林蔵翁の回顧の筆録に見ると、

「中山の渋谷喜兵衛さん（やなぎや）の子供さんや、今の郵便局の子どもさんや、坂野の小西さんの子供さんや、今田の子供さんも同級だったと思う。唐川、三原からは、常さん、亀さん、龍さんも連れだった。生徒の数はみんなで一五人ほどだったと覚えている。女の子は木村の酒屋のお子さんで、もう一人いなさったが忘れた。確か女の人は二人だった」

とある。

各小学校区とも「事務掛」が置かれたようである。これは、明治九年四月「事務掛ヲ廃シ保護人ヲ置ク」明治十年「保護人ヲ廃シ、世話掛ヲ置ク」明治十二年十二月「世話掛ヲ廃シ学務委員ヲ置ク」というように、頻繁に名稱の改変が行われているが、ほとんど「其役員故ノ如シ」となっている。人が変わるといふことは殆どなかったようであるが、これら役員の重要な仕事の一つが「就学督励」であつたようである。しかし、就学率は明治三〇年代に入るまで、なかなか変わつてこなかつたようである。学校に出すよりも、家事の手伝いをさせることの方が大事だと考える父兄が多かつたのではないだろうか。それは、それだけ、地域が貧困であつた、ということであろう。

開校当時、教師にはどういふ人が当たつたのであろうか。殆んどが出石町出身の士族の人であつたようである。前記の高橋翁は、開校当時の先生の思い出を次のように語つておられる。

「はじめては、臼田蒼生彦先生だつたそうだが、わたしは顔はおぼえておらん。山地智先生は出石のお方であつたが、真影流の剣術の達人であつた。算盤や習字のほかに、一の本、二の本、三の本と

あつた。一の本は五大洲と人種、二の本は国語（漢文）、三の本は修身であつた。修身の時間に『親鳥とひな鳥が麦畑におりて話をした。ひなどりが、麦をたくさん作つて、人を頼んで刈ればはやくすむというた。親鳥は、人を頼むようではお金持ちにはなれん。（かせぐに追いつく貧乏なし）』というこゝとを話して聞かせた』という話を、わたしは山地先生から聞いたのが、頭の中にこびりついて、今もありありと、そのときの先生の顔が浮かんでくる。神武天皇が御苦労なさつて、日本の国をたててくださったことの講義は、先生も拳を握つて、国のためにつくす人になれとはげましてくださった姿が頭の中にこびりついている。田中薫矣先生はおもに漢字を教えてくださいました。国語といつても今の本のようにではない。漢字がいつぱいつまつておつた。漢詩外伝の中の『樹静かならんと欲すれども風やまず、子養わんと欲すれども親またず』という講義も熱のこもつたものだった。ほんとうに『親に対して子どもを道忘れてはならん』と思つた。

本は先生が先に読んでくださったつて、それを静かに聞いた。次は一句ずつ読んでくださるのを真似て読んだ。なんべんもなんべんも読んでそらんじてしまふまで骨折つた。

次は、ボールドに書いてくださったのを読んで覚えた。ボールドを消してしまつてからも、ボールドを見つめて、一人一人がそらんじて言つた。

人間は七ツ八ツごろの教育が大事である。そのころ頭の中にたたきこんでもらつたことは、ほんとうに、死んでも忘れんくらいだ。山地先生は口ぐせのように『三つ子のくせは百まで』とくりかえされ、なかなかきびしい躰けをしてくださったものじゃ。今の学校もそうできているのかな。

先生は二人だったが、単級だったので、かわるがわる教えてくださった。

それから『授業生』といって、卒業した者の中でよく勉強のできた成績のよい人は、先生のおてつだいに残った。木村の沢田牧太郎さんは授業生の一番始めだった。太田の井上房之助さんや、木村の窪田徳三郎さんも授業生をつとめられたことを覚えている。」

「兵庫県教育百年史」によると、「小学校教員ハ男女ヲ論ゼズ、年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状、或ハ中学免状ヲ得シモノニ非ザレバ、其任ニ当ルコトヲ許サズ」という学制第四〇章の規定にもとづいて、明治七年、神戸、姫路、豊岡に「師範伝習所」「教員伝習所」ができ、教員の養成にあたっている。豊岡県教員伝習所は、明治八年豊岡県師範学校と改稱し、校舎を新築して開業しているが、翌九年八月には、旧兵庫、飾磨、豊岡の三県が統合され、これに淡路が加わって新しい兵庫県ができることになり、明治一〇年には「今般学制上諸費節減の都合も有之、姫路、豊岡両師範学校相廃止、神戸師範学校へ合併候条、此段布達候事」ということになった。

このように、教員養成の措置は行われていたが、とても地域の需要を充たすには足りず「師範学校ノ卒業証書ヲ得ズト雖モ、教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ゲナシ」ということになり、高橋翁が述べておられるような「授業生」も考えられたものであろう。

四、校舎建築及び学区の問題

民家を借り受けて仮校舎とし、学校を発足させたとはいえ、これは、あくまで仮の姿で、校舎建築という

問題がさし迫った問題になったであろうし、校舎はできても、学校を維持していくためには、経済的にも、当時の民度の低さからして、たいへんな問題であったことが考えられる。

子弟の通学のためには、通学距離が短い方がよいわけであるが、近くに学校をつくれれば経費の負担が増大する。学区の問題はこのような問題をも含んで、先頭に立って事を進めてくれた人々を悩ませたことが推測される。唐川・三原が太田小学校学区になったり、また独立の学区をつくつたりという事実の背後にも、当事者たちの並々ならぬ苦勞が察しられる。

しかし、そういう中で、当事者たちのたいへんな努力によつて、学校の建築は進められたのである。

矢根小学校は明治七年一月に発足、その年の八月には校舎新築落成、一一年には有志者の寄附金によつて増築を完成している。

河本小学校は明治八年七月に発足、翌年一月には新校舎を落成している。

相田小学校は、開校は明治六年八月であるが新築校舎の落成は明治一四年七月になっている。相田小学校も学区の問題をもつていたようで、「佐々木は通学距離が遠い上に、不便で風雨や雪に悩まされることも多く、修学上の問題が大きいので、『何卒村内ニ於テ一学費建設致シ度』という、明治一三年三月の文書が遺つており、それが聴き届けられないなら、子弟を登校させないということもあつたようで、それに対する郡役所からの綿々たる説得の文書も遺つている。（多根外朗氏蔵）そういうこともあつて、一四年の新築落成となつたようである。

唐川小学校も、明治七年仮校舎で開校されているが、九年二月には太田小学校学区になつている。一三年

四月、唐川村上田勇次郎氏の居宅を仮校舎として太田小学校から分離開業、明治一四年新築中の校舎落成を目前にしながら火災に遇い、ことごとく灰燼に帰してしまっている。「沿革誌」は

「其時ニ方ツテ議論紛々、改築ノ挙 甚覺東ナカリシモ、新築委員（中田善次郎）出納委員（中田孫左衛門）等ノ紛骨ト中田善次郎其他二三ノ材料悉ク寄附セシトニ依リ遂ニ改築ノ功ヲ竣ヘタリ

一金 百四拾三円

外ニ松材五百三拾才此代価五円八十三銭

中田善次郎

一金 百四拾三円

外ニ松材百才 代価壹円拾銭

中田孫左衛門

他略

と誌している。東里高橋翁の開校当時の述懐の中に「米一升が三銭五厘、酒一升が十二銭くらい」とある時代に、この巨額の寄附・材料の拠出がなされ、文字通り「紛骨」の献身があつて、学校建築がなされているのである。

平田小学校は明治九年の開校で、一四年七月校舎落成している。これも久畑小学校の支校になったり、相田小学校を支校としたりしたことを沿革誌は誌している。

久畑小学校は開校は明治七年八月で薬王寺小学校の明治六年一月の開校に遅れているが、一二年六月に

は校舎を落成させ、一七年二月には、薬王寺・平田・相田の三校を支校としたりしている。

中山小学校は明治六年三月の開校で校舎の新築落成は九年八月、これも赤花小学校との間に学区の変動があったようであるし、赤花・太田・中藤を支校とした時代があったようである。

中藤小学校は明治八年三月の開校で「都合ニヨリ」四回ばかり仮校舎に移り変りながら二四年四月、始めて校舎を新築落成してこれに移っている。

赤花小学校は七年の開校で八年三月新築校舎に移っている。

こういう記録の裏に、私たちは「記録されざる記録」を読みとり、先人の労苦を汲みとるべきであろう。校舎は、いずれの学校とも何回か増築されたり、修理されたり、改築されたり歴史を、しかもその時代、その時代の先輩たちの並々ならぬ努力と献身によつて教育が推し進められ、この地域の形成者が育てられてきたのである。

例を赤花小学校の記録に見ても、明治四〇年五月に、校舎が改築落成しているわけであるが、記録を見ると「本校ハ明治三六年建築ノ筈ニテ、全三五年三月、村長ハ建築委員ト共ニ候補地撰定ヲ行ヒ、全年五月一日、本地ニ指定サレタルモ異議アリ、荏苒三七年一月二至リ漸ク協議一決、村会ハ直チニ補欠建築委員ヲ選挙シ、應ニ設計ニ着手セントスルニ際シ、日露ノ戦役トナリ、起工中止ノ己ヲ得ザルニ至レリ」というような事情で、四〇年五月、漸く落成しているのである。しかも「戦後ノ発展ニ伴ヒ、諸物価騰貴シ、殊ニ木材ノ如キハ著シキ昇騰ヲ示セリ。タメニ可及的節約ヲ守リシモ、予算金ヨリニ割強ノ追加要求ノ止ムナキニ至レリ」という記録が見られるのである。

このようにして改築されたものが、また次第に老朽し、昭和三四年三月「赤花小学校改築促進委員会」が結成され、委員たちの努力によって、昭和三七年五月、遂に「但東町立赤花小学校建築委員会」を発足させ、昭和三八年一月一日落成式を行ったのが、現在「民俗資料館」となつて、学校統合まで地域の子弟を育ててきた、あの木造の建物である。三四年三月の「改築促進委員会」の結成からでも四年の歳月を要しているのであり、これは、ひとり、赤花小学校の場合だけでなく、各学校とも、先人たちに筆舌につくし難い労苦があつたことを、我々は銘記すべきであらう。

五、教育制度及び内容の改変

明治五年公布の学制は、進歩的な学者といわれている玉城肇氏さえも「当時としては大へん進歩的なことが主張されている」と評価している（「日本教育発達史」）ような性格のものであつたが、当時の民情には噛みあいにくい内容や強制的なやり方があつたのも事実で、明治一二年の「教育令」の公布となる。

この「教育令」は、「自由『教育令』」と評されるように、明治五年の「学制」の干渉主義を廃し、「町村人民ノ公益タルヘキ私立小学校アルトキハ」別に小学校を設ける必要はないとか、「学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ」教育をしてもよいとか、「学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノ」は就学と做すとかというもので、かえつて強い反撥を受けたようである。

そこで、翌一三年には「改正教育令」が公布され、干渉主義にかえつたばかりでなく、一二年の「教育令」では、「小学校ハ普通教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ、其学科ヲ読書、習字、算術、地理、歴史、修身等ノ初

歩トス」と、「修身」を各教科の最後尾に位置づけていたものが、一三年の「改正教育令」では、各教科の頭書におきかえられてもいるのである。

この考え方はだんだん強化されているようであり、翌一四年六月の「小学校教員心得」にもそれが現われている。小学校教員の「因テ其恪守スヘキ要款」十六カ条の第一項には

「人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス 故ニ教員タル者ハ殊ニ道德ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡テ人倫ノ大道ニ通暁セシメ 且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ 生徒ヲシテ徳性ニ薫染シ 善行ニ感化セシメンコトヲ務ムヘシ」

とあるのである。

このことは、各学校の沿革誌が「明治十六年一月一日 始テ拝賀式ヲ行フ 爾後三大節（注・四方拝、紀元節、天長節）必此式ヲ行フ」と誌していること、「中山小学校」が「明治十六年一月 中山小学校ヲ脩道小学校と改稱シ、中初等科ヲ置キ 本校ヲ主トシ 赤花太田中藤ノ三校ヲ支校トス」と誌している通り、校名の改稱を行っていることにも関わっていつているようである。

これは更に、各学校の「明治十八年八月十二日 教育令改正セラル」 「明治十八年九月十二日 幼学綱要下賜セラル」ということになり、この方向が、明治二三年の「改正小学校令公布セラル」となっているようである。

「改正小学校令」は、その第一条に「小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ、道德教育及国民教育ノ基礎並

ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と、小学校教育の目的を示しており「道徳教育」「国民教育」ということばを出している。

明治二十三年は「教育勅語」の出された年であり、また前年の二二年には憲法の公布や、市町村制実施のことがあり、「町村制実施 合橋村ト稱ス」「高橋村ト稱ス」「資母村ト稱ス」ということになり、わが国がいよいよ中央集権的な近代国家としての体制をととのえた時期なのである。

これは、「明治二十四年一月十七日 勅語謄本御下附相成タリ」「明治二十四年一月二十一日 始テ勅語奉読式ヲ挙行ス 此日区内有志諸氏ヲ招ジ酒肴ヲ供ス 又余興ノタメ散餅ノ挙アリ。有志諸氏校内ニ集リ、皆欣欣然トシテ喜ベル色アリ。実ニ盛且大ナリ」(「唐川小学校沿革誌」)「明治二十五年十一月三日 両陛下御真影ヲ拝戴ス 鶏明ヨリ准訓導中田時藏、当唐川校へ昇校 本校生六十八名ノ集合ヲ待チ、各生列ヲ正シ、未明本校ヲ発ス 村堺即チ室植村ノ内寺坂村迄奉迎、九時着ス。其時恰モ出石ヨリハ村長代理助役大友晋及本校教員山地智御真影ヲ供奉シ該村ニ達ス。各生道ノ両側ニ整列、御通行ノ間、君が代二回ヲ唱歌シ 以テ君ノ萬歳ヲ祈リ祝ス。夫レヨリ巡查唐川駐在所詰中澤圭次及各生護衛シ奉リ、十時合橋役場へ着ス。此ニ於テ暫時御休憩、又々護衛前ノ如ク、十二時当唐川尋常小学校御着御。学務委員及有志者、校ノ門前ニ於テ御出迎申上奉ル。訓導山地智、豫テ設ケアル式場ノ正面ニ奉掲、幌ヲ垂レ嚴ニ之ヲ護ル。時シモ己二十二時ナルヲ以テ、各午飯ヲ食シ、一時三十分ヨリ拝賀式ヲ挙行ス。儀式次第第八文部省廿四年四号、県令廿五年四十号ニ依ル。訓導山地智ハ誨告ノ時ニ方リ、今日ノ佳辰 天皇陛下ノ御聖徳 御仁澤之厚キコト、日本全国児童及本県内児童ノ就

学未就学ノ多少ヲ示シ、大ニ痛論シ、続キテ新学令ノ主旨概略ヲ述ベ、日本臣民タルモノ国家的教育ハ寸時モ忽ニス可ラズ、若シ之ヲ忽ニスルトキハ 畏多クモ 天皇陛下ヲ磐石ノ安キニアラシムルコト難キヲ吐露シ、終ニ後來ノ方針ノ意ヲ述ベ 式ヲ終ル。本日ハ天長節ナルヲ以テ、日本臣民タルモノ、公休スベキハ勿論ナルモ 未ダ旧慣ヲ蟬脱セズ休業スルコトナキモ、本日ハ村内休暇ヲ勧誘シ、戸々国旗ヲ掲ゲシメ、式後、龍顔ヲ拝スルヲ許ス。教員山地智ノ指揮ニヨリ拝顔スルモノ続々百ヲ以テ数フ。四時三十分御鎮座場へ嚴重ニ奉安ス。又側ニ有志宴会ヲ催シ盛会ナリ。五時二十分歡ヲ盡シテ退散セリ」(「唐川小学校沿革誌」)と、次第に、国家主義的な色を深めていく。

しかし、明治二七、八年(一八九四―五)の日清戦役においても、明治三七、八年の日露戦役においても、そのために特別の教育が行われたという記録は、ほとんど見当らない。

相田小学校において「明治二十七年十二月区内有志ノ寄附ニヨリ喇叭式挺ヲ購入ス」という記録があり、河本小学校において「明治二十七年九月十日生徒一同ヨリ征清軍人へ慰問金ヲ贈ル」「明治二十八年五月二十八日征清軍凱旋ノタメ、御真影拝賀式ヲ举行ス」という記事があり、三三年五月「脩道小学校」を「資母尋常高等小学校」と改稱した資母尋常高等小学校が「明治三十八年六月一日巴(注・バルチック)艦隊全滅ノ公報ニ接シ、体操時間ヲ繰リカへ、旗行列ヲナシテ尋常科区内ヲ行軍セリ」「明治三十八年六月十二日各村児童整列シテ昇校退校ヲナサシムコトトシ、各組ニ旗ヲ渡ス」と記録している程度である。高橋地区においても、日露戦役に関連して、「恤兵部献金二円五十銭児童数一名」「出征軍人遺族者ノ手助ケトシテ衣類ノ仕立、洗濯、補綴」「出征軍人慰問状發送一六九通」「慰問帖發送五帖」「義勇艦隊建設部へ献金二円八十

三錢人員二三〇名」という記録が見える程度である。

それよりも、明治の後半においては、教育内容の整備充実、地域のために役立つ教育の推進に力を入れたようである。

明治の前半においては、「上等・下等」「初等科・中等科」「初等科」「簡易科」と、度々科名の変更があったが、二四年「尋常科」がおかれ「四年制」がしかれ、二八年には「高等科」が併置されている。

合橋村においては、はじめ矢根尋常小学校に「高等科」を併置していたが、二九年には、南尾村に「合橋高等小学校」をおき、合橋村だけでなく、高橋村の内、正法寺村、平田村の児童も勉学しており、四三年四月、再び矢根尋常小学校に併置となるまで、この独立高等小学校が続いている。高橋村では、三二年に久畑尋常小学校に「高等科」を併置、資母村では、二七年に脩道校に「高等科」を併置、翌二八年には、新築校舎にそれを移している。

高等科の教育の充実に続いて、日露戦争後の明治四〇年(二六七)には、義務教育年限が六年に延長され、日本における小学校六年制の基本が実質的に完成することになった。

なお、教科書のことを述べておかねばならない。わが国の教科書制度は、明治一九年五月「教科用図書検定条例」にもとづく検定制度として正式に出発したのであったが、検定教科書の採択にまつわる教科書疑獄事件(明治三五年一二月)を契機にして、明治三六年四月、小学校令の改正によって国定教科書制度に切りかえられた。この制度によって、わが国の教育内容に対する国家的な統一が完成することになった。

なお、明治三四年に「校長」がおかれたことも、その後の教育運営の上に、大きい影響をもっているよう

である。当時においては、各校とも「校長兼訓導」という形においてであったが、この任用ならびに異動は全県的な範囲で行われており、大きな抱負と積極的な意欲をもって、教育が推進されたようである。

そして、これに応ずるように、明治三三年頃から就学率が急に上昇し、明治四〇年代では、義務教育年限が延長されたにもかかわらず、ほとんど百パーセントに近い就学率になり、開校当時建てられた校舎の改築、備品の寄附などが相次いでいる。

矢根尋常高等小学校では「校舎改築」(三五年)「風琴並ニ教授用標本」を寄附によって購入(三四年)しているし「児童用雨傘七五本寄附」(三九年)「ラケット、ボール、ネット寄附」(四〇年)等の記録が見られるし、河本尋常小学校でも校舎の改築をしている。(三七年)相田校も「新築落成」(三四年)「増築」(四五年)とともに「手風琴」(二五年)「オルガン一台」(四〇年)の寄附を受けている。唐川校も平田校も三六年に校舎改築、平田は更に四二年教員住宅を落成させている。資母村でも、太田校が三四年に、中藤校が三六年に、赤花校が四〇年、資母校が四二年に、校舎の改築をしている。寄附の記録を見ると、「ウインシャフト起電機」「山葉手風琴」を資母校が寄附によって購入している。こういう購入した品々によっても、開校当時の教育内容が大きく変わり「文明開化」の風がこの地域にも滲透してきていることが感じられる。「唱歌、当分之ヲ欠ク」ということになっていった開校当時とは、学校のふんいきが相当変わってきていることが考えられる。

教育内容においても、資母校など「高等科三、四年生ニ英語ヲ随意科トシテ加設スルノ件許可アリ。明治三四年五月一六日ヨリ文部省英語読本ヲ科書トシテ教授ヲ」始めており、日露戦役の始まった三七年度末ま

でこれを続けている。

矢根校でも「四校聯合教科書研究会」（四三年）の記録を遺しているし、毎日放課後、「綴方教授法改良研究会」（四四年）を行つている。「思想發表法ヲ教フルタメ談話会」（四四年）を行つてもいる。訓育の面についても「教育勅語ノ聖旨ニ奉答シタル行為アリタルトキハ（児童ハモトヨリ一般人民ニ在リテモ）奉答録ニ登録シ、三大節ノ内何レカノ日ニ於テ、御真影ニ向カッテソノ旨奏聞シ、児童訓話ノ資トス。本簿ハ永ク本校ニ保存シ、常ニ御真影ノ御室ニオク」（四四年）というようになことをしている。

なお、各学校とも女子児童のために「裁縫科」の加設を申請し、明治二六、七年頃から、尋常三、四年生の女子のために指導している。特に注目したいのは、資母校が、一週間に亘つて「臼田蒼生彦氏ヲ招キ、小笠原女札式」を教える一方、「従来本校ニ於テハ女子ノ体育ヲ重ンゼザルノ傾向アリシヲ以テ、昨秋以来大イニ是ヲ奨励スルノ方針ヲ取り、小谷代用ノ如キモ、裁縫科教授時間ノ他ハ、主トシテ女子ノ遊戯ヲ督励スルノ任ニアタラシムルコトトセリ」（三四年）と記録していることである。

このように、「教授」「訓育」に亘つて、各学校がそれぞれ、自主的、積極的に仕事を進めており、そういうふんい気を育てることを、県・郡ともに指導していたようで、資母校は明治四〇年「教授訓育ノ成績優良」であるというので、知事表彰を受け「金五拾円」を賞与されている。また久畑校は、明治三一年、郡内尋常校の中で、第四学年の読書・作文・算術・習字の成績が第一であった、というしらせを郡視学から受けたことを記録している。明治四四年には河本校「第六学年田中善一郎」が善行児童として知事表彰を受け、「言海一部」を賞与されている。平田校では「栗尾村富坂良吉・平田村安井熊吉・正法寺村山田九郎右エ門ノ

三名ヲ保護者ノ模範」とし、また「正法寺村山田熊太郎ハ成年者ノ模範」「第四学坂井仁右エ門（平田村）教森政吉（正法寺村）ノ二名ハ学力操行共ニ優等」であるとして郡長から表彰されている（三八年）。このおなじ年、太田校でも「第四学年渡辺藏人・第二学年森戸豊三ノ二名ハ品行方正学力優等」ということで、「森戸セツハ壯年者ノ模範」として郡長表彰を受けている。

また、明治三〇年代に入つて、各学校とも「学校園ヲ設置」したり「学校林」を設けて、児童に杉苗・松苗を植栽させたり、「学校園」に杉・松の苗を育てさせたりする一方、「児童農作物品評会」を行つたりなどしながら、地域の産業に寄与するような教育を進めている。「学校林」は学校建築其の他のための「基本林」の意味をももつていたようであるが、いづれにしても、「学校」が「地域」にしつかり根をおろしたもになつていったことが感じられる。相田校では、学校が各部落に出向き、基本財産の基礎をつくるために、児童一人桑苗一本を就学記念として植付け、三年目・四年目の収穫を寄附するような案を示し、明治三八年度からそれを実施している。

こういう行き方で、だんだん「保護者会」「教育会」が組織され、そういう側からの要望もあつて、学校がだんだん「社会教育」の拠点にもなつたようである。

相田校では、明治三六年以降の卒業生の中で高等科に進めない者、高等科の中退者などを集め、毎年二週間ばかりの期間宛「補習教育」を行っている。（三九・四〇・四一年）久畑校では、その「補習教育」とともに、「有志婦女子ノタメ、日曜裁縫教授ヲ開始」（四一年）している。中藤校においては「校下ニ教育会ヲ組織シ三藤教育会ト稱ス」（三三年）、「三藤夜学会ヲ設ケ、卒業生其他青年ヲ教授ス」（三四年）と記録

している。

明治の教育は、相当強引な姿で発足し、当初地域の実情と噛み合わないものをもっていたわけであるが、幾多の変遷を経ながらも、ひとりひとりを「国民」として自覚させ、世界の注目を浴びるような躍進をさせる役割りを「教育」は果たしていったわけである。



寺小屋を開いた黙応和尚の碑
楽音寺の墓地

(四七八頁参照)

第四節 郡制と出石郡役所の成立

一、郡役所の設置

明治二九年府県と共に郡制がしかれた。この郡制は六章九一条からなり、章別は府県制とまったく同一であつた。まず郡制特有の事項のみを畧述してみれば次のようである。郡の議決機関からみよう。

郡会

郡には郡会が設置され、議員が選任された。郡会の構成員は、郡内の町村会において選挙した議員（二〇名ないし二〇名）と、大地主が互選した議員との二種類があつた。大地主（郡内で町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上を有するもの）は、町村会において選挙する議員定数のほかに、その定数の三分の一の議員を互選するものとする。大地主の数が前記の三分の一以下であるときは、選挙によらないで郡会議員となる。被選挙権者は、郡内町村公民で町村会の選挙権を有する者と、大地主中選挙権を有する者（二〇才以上の公権を有する男子）である。なお、若干の除斥条件がある。

郡会議員は名誉職で、任期は町村会で選挙するものは六年で、三年ごとに半数を改選する。大地主議員の任期は三年。全数改選とされていた。

郡会は、郡長を議長とし、議長代理者一名を郡会が互選する。（京都府與謝郡は郡長以外が議長になつた。）

郡会には通常会（年一回）と臨時会とがあり、郡長が召集するが、議員の三分の一以上から請求があるときは、これを召集しなければならぬとした。

郡参事会

郡長と名誉参事会員からなり、郡長を議長とする。郡の執行部は、府県のそれと同様に、国の官吏たる郡長・郡書記のほか、有給吏員及び委員をもって構成する。

財務

郡には課税権がなかった。郡の支出にあてる財源は、郡有財産より生ずる収入・その他雑収入であり、それをもって足りないときは、郡内各町村に分賦した。しかし郡はまた起債権を有することとなっており、それによって土木工事等を行うようになっていた。

監督

郡の行政は第一次に府県知事が監督し、第二次に内務大臣が監督した。

府県制・郡制・町村制の施行

兵庫県は明治二九年七月一日郡制を、同年一〇月一日から府県制を施行し、町村制はそれよりも早く明治二二年四月一日から施行して新たに発足した。（明治三六年九月、旧来の「出石気多郡」を「出石郡」に改称した。）
 明治三二年三月の出石郡役所の陣容は次のようであった。

郡長 新井智三郎（兵庫県属から明治三〇年一〇月着任、三二年九月農商務属に転官）

郡書記 岡本義之 他五名 雇二名

郡参事会員 四名

県知事選任 平尾源太夫 本間果 今井甚兵衛 今田禎次郎

郡会議員 一二名

本間 果(出石) 福富 源藏(出石) 中田 善次郎(合橋)
大石 武兵衛(合橋) 平尾 源太夫(神美) 橋本 江笠(資母)
今田 禎次郎(資母) 中易 友太郎(高橋) 今井 甚兵衛(資母)
中和岡右エ門(神美) 斎藤 鹿次郎(室埴) 中嶋利右衛門(室埴)

二、町村組合の設立

明治三二年出石郡に全町村組合が設立された。その規定は次のようである。

第一条 出石郡各町村共同之事業ヲ処分スル為メ制第一百六条ニヨリ全町村ヲ組合トス

第二条 出石郡全町村組合ハ共同ニ係ル事件及其費用之収支ヲ議定センカ為メ組合會議ヲ開設ス

第三条 前条共同ニ係ル事件及費用之概目左ノ如シ

警備

勸業

教育

衛生

土 木

共有財産

以上之事件及ヒ費用ハ各町村ノ負担

となり、一定の定率で賦課された。

この規定により私立勸業会が設立され、その事業として、勸農事業が協議され、各種の事業が次のように行われるようになった。この勸業会は、のちの農会の前身となった。

三、勸農会の設立

農業を中心とする各種産業の振興と発展を図ることは、農村発展の基礎で、民生安定のための各種行政と共に、最も重要な基本的な事業であった。近代国家に移行した明治初年の政府並びに地方公共団体も、それには最も力を入れてきた。しかし土地制度や税制の改革と異って、零細農制・地主制を基本とし、自給自足経済を主とする農業体制の下では、格段と農業を發展せしめることは困難であったし、商工業のように自主的な創意工夫によつても、斯業を内部から發展せしめる主体性にも欠けていた。そのことは必然に政治行政の上にも現われていた。

明治初期における農業を中心とする最末端の勸業事務は、郡役所の設立以来郡の仕事であったが、出石郡では私立「出石郡勸業会」が設立され、いわば郡内全町村組合の連合事業のような形で勸業行政が行われることになった。

明治二四年度における出石郡勸農会の事業は次のようであつた。

一 犢牛品評會開設ノ事

本郡ニ於テ種牡牛改良ニ着手セシヨリ己ニ三年其功績顯著ナルヲ知得セシモ之ヲ一場ニ集メテ確カニ其優物ナルヲ知ルノ法ナシ宜シク是ノ方法ヲ定メ更ニ改良進歩ノ道ヲ講セサル可カラス先ツ一町村ニ於テ其産出ノ犢牛ヲ悉皆曳出サシメ一場ニ集メテ之ヲ品評シ其優者五、六頭ヲ本郡便宜ノ地ニ集メ優劣共進セシムレハ各町村ハ其優者ヲ出シテ一郡ニ競争スルモノナレハ頭數僅少ニシテ費用ヲ減シ而シテ其實共進ノ熱深ヲ加ヘ改良ノ法直ニ著シキヲ見ル可シ

一 畜牛組合設置ノ事

牛種ノ改良ヲ圖リ聲價ヲ高騰セシメントセハ組合ヲ組織シ其目的ヲ一途ニセザレハ能ハサルナリ依テ一町村ヲ（出石町ハ室植村ニ合併）一組合區域トシ別冊室植村ノ規約ヲ標準トシ各般ニ普及セシメントス

一 米作改良法ヲ普及セシムルノ法

米作改良法ヲ講スル事爰ニ三年今ヤ各大字ニ習熟者ナシトセス依テ大字ヲ限リ來十二月ヨリ廿五年五月迄六ヶ月間毎月一回休日又ハ夜間ニ改良米作講究會ヲ開キ先達者ヨリ之ヲ伝授セシメントス最其當日ニハ町村長ノ派出ヲ乞フモノトス

但先達者ナキ大字ニハ近隣ヨリ招聘ス可シ

一 養蚕教師招聘ノ事

蚕業ノ振ハサル實ニ憾トスル所ナリ之ヲ隆起セントセハ速ク信奥等ノ地方ヨリ教師ヲ聘シ改良ノ飼養法ヲ講セザル可ラズ依テ一町村ニ一教師ヲ雇ヒ一個又ハ數個ノ伝習所ヲ設ケ或ハ巡回法ヲ設クル等適宜ニ處理セシメ其費用ハ半ハ町村税ノ補助ヲ乞ヒ半ハ當業者ヨリ支出セシム

一 用材植付ノ事

目下ノ狀況ヲ察スルニ用材ノ需用ハ日ニ増シ供給ハ却テ減ス今ニシテ之ヲ講セサレバ他日救フ可ラサルニ至ラン依テ共有山ニハ共力ヲ以テ大字限り毎年千本以上ノ苗ヲ植付ケ私有山ニハ大字限り相當ノ目的ヲ定メ植付ノ法ヲ規定セシムル事

一 大字ニ共同製糸場ヲ設クル事

共同ノ大ナルモノニシテ破壊ノ恐アルハ常ニ免レサル所ナリ依テ先ツ其組織ヲ小ニシ大字ヲ一區域トシ区域内ニ産出スル繭ハ本場ニ集メ同一ノ法ヲ定メ製造スルノ法ヲ設クル事

しかし、このように当時の行政はもちろん、農業その他の勸業政策や指導事業は殆んど上からの指導によつていたことが知られる。しかし事業によつては、地方の圧倒的な立遅れを是正するため、上からの押し付け行政が必要なものもあつた。この意味で次の記録をみよう。二六年の事業報告書及び議題（談題）は次のようであつた。

明治廿六年度出石郡全町村組合事業ニ係ル事務并ニ財産報告書

一 勸業ニ係ル件

一 農商務技師八年度内今日ニ至ル迄聘用スルノ便ナキヲ以テ經費ヲ要セス

一種牡牛改良ハ補助金貳拾四圓ヲ支拂ヒ其補助セシ手續ハ廿四年本縣令第七十七號種牡牛馬取締規
則ニヨリ出願セシモノ、内其筋ノ検査合格ニシテ優等ノモノヘ左ノ通り補助セリ

二 等	補助金五圓	出石町	弓削	恭平
三 等	全 四圓	資母村	安達元右衛門	
三 等	全 四圓	全 村	治部伊右衛門	
三 等	全 四圓	神美村	村尾	金治
四 等	全 三圓	出石町	弓削	恭平
五 等	全 二圓	資母村	林	辰治
五 等	全 二圓	小坂村	川崎	喜平

一各町村繭糸共進會補助費ハ同會ヲ開設セシ資母村室植村高橋村ノ三ヶ村ヘ各金三圓ツ、ヲ補助シ
其他ノ町村ハ該會ヲ開設セサルニヨリ補助セス

一私立勸業會補助ハ全會頭ニ補助金ヲ給與セリ

一各町村稻田共進會補助ハ出石室植資母高橋ノ四ヶ村開設ニ付各金五圓ツ、補助ヲ與ヘ他ハ未開設
ニ付補助セス

一山林苗木植付補助ハ組合費徴収歩合ニヨリ各町村ヘ補助セリ其事業町村ヨリノ報告ニヨレハ左ノ
如シ

室植村ハ苗木一万本合橋村ハ全九千九本ヲ植付ケタリ

神美高橋ノ両村ハ補助金ヲ各大字ニ與ヘ苗木ノ植付ヲナサシメタリ出石資母小坂ノ三ヶ町村ハ未タ着手セス

一養蠶改良補助ニ係ル事業ハ資母高橋ノ両村ハ助手ヲ聘用セリ神美村ハ委員ヲ信州ニ派シ伝習ヲ受ケタリ

一教育補助費ハ夫々補助ヲナセリ

一産婆志願者補助ハ出石郡出石町宮谷ムツ志願ニ付別紙ノ契約書ヲ徴シ神戸私立産婆學校ヘ廿六年五月中入學セシメ目下在校中ニテ來ル明治廿八年一月卒業ノ見込ナリ

誓約書

私義産婆志願ニ付出石郡全町村組合費ヨリ學資ヲ受ケ神戸私立産婆學校ヘ入學仕候ニ付テハ同校則ヲ遵守致シ精々勉勵修業仕卒業ノ上ハ引續キ三ヶ年間に於テ出石郡産婆養成ノ責任ヲ以テ出石郡全町村組合管理者ノ指揮ニ從ヒ同事業ニ從事可仕尤モ入學中自己ノ便宜ヲ以テ退學候節ハ退校後十日以内ニ最初ヨリ申受候學資金ハ悉皆一時ニ返納可申萬一私ニ於テ返納不仕候節ハ保証人ヨリ屹度返納可仕候保証人連署右誓約如斯御座候也

明治廿六年五月十日

出石郡出石町ノ内本町十七番地

本人 宮谷ムツ印

全郡全町ノ内全町十七番地

勸農会の事業は単に農業だけでなく、教育や産婆養成事業にも及んでいた事が知られる。次に二六年の議題は次のようであつた。

出石郡全町村組合管理者

保証人 宮谷陸造 印

全 郡全 町ノ内東條町

保証人 福田 勤 印

出石氣多郡長 谷野 孝殿

第六回私立出石郡勸業会談題 (明治二六年二月)

一、良材ノ苗木ヲ栽培スル方法

木材及薪炭ノ需用年々相増ス此ニ於テ苗木ヲ培倍スルノ法ナカルベカラズ 之ヲ普及セシムル法如何

一、米作改良法ヲ普及セシムル法

深耕犁ニヨル耕耨法ヲ学ブ久シ其ノ方法ニ依リ実施ニ之ヲ施行シタルモノ郡内未ダ十分ノ七ニ達セザルベシ 非常ニ遺憾トスル所ナリ 之ヲ普及セシムル法如何

一、養蚕教師ヲ各地ニ備ヒ入ル法

養蚕事業近年頓ニ進歩スルト雖モ信奥諸級ニ及バザル遙カニ遠シ 今其ノ域ニ達セントスルニハ各地ニ小団体ヲ結成シ、學術技芸相備ハルモノヲ招クヨリ他ナカルベシ 其ノ奨励ノ法如何

一、稲田共進会審査法ニ記載スベキ要目ハ如何

一、米ハ地方ニ依リ適否アリ一定シ難キモノガアルガ凡ソ其ノ好ムモノノ内、早・中・晩ノ区別ヲナシ意見ヲ述ラレタシ 以上

この私立出石郡勸業会は、各町村に支部を設け、管内の勸農事業を行つた。しかし明治三三年勅令三〇号を以つて「農会令」が發布され、各村には村農会、郡には郡農会が設立されることとなつた。したがつて後述のように県農会、郡農会、町村農会が系統的に設置される事となつた。しかし郡の中にも農談会に代わり明治三七年には郡内農村婦人のために農業に関する講話会等を開催するため「婦人農談会」が設置されることとなり、その規程がつくられた。

その規程の内容は次のようである。

第一条 本会ハ婦人農談会ト稱ス

第二条 本会ハ婦人ニ最モ適切ナル農業上ノ知識ヲ簡易ニ授クルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ郡内各所ニ随時之ヲ開ク

但し開期ハ三日以内トス

第四条 本会ニ於テ講話スベキ事項ノ主ナルモノハ左ノ如シ

一、主ナル害虫ノ駆除予防法

一、益虫保護ニ関スル事項

一、稲作改良法

一、蔬菜ノ栽培貯蔵

一、家畜飼料調合法

一、其他必要ノ事項

第五条 本会ニ入会シ得可キモノハ満十五才以上ノ女子タルベシ

右明治三十七年三月八日提出

兵庫県出石郡長 山田豊吉

右明治三十七年三月九日諮問ノ通決定

またこの年里道改修補助規程も作成された。

四、道路補修と常人夫の設置

当時の陸路交通は道路だけであつたが、雨や雪が多く、災害時でなくても、馬車等の通行のためにも常時主要道路を補給する必要がある、それは郡役所の土木行政の一つであつた。このため明治二五年まず「国道修理補修のため、「常人夫」が置かれることとなつた。この規程はのち県道にも適用され、各村には県費支給による常人夫が毎日道路を補修して廻つた。その心得書は次のようであつた。

「国県道常人夫心得書（明治二五年「高橋村文書」）」

第一項 常人夫ノ担当スベキ概目左ノ如シ

一 道路ノ凸凹ヲ平坦ナラシムルコト

つた。

また郡内町村の里道の改修については、補助金が交付されることになった。その補助規程は次のようであ

- 一 泥濘（ぬかるみ）ヲ除去シ押掘又ハ低地ニ豆砂利ヲ敷込ムコト
 - 一 修繕後、山土豆砂利ノ片寄りタルモノヲ敷均スルコト
 - 一 濕抜溝ノ小破損ヲ修理シ、又ハ溝蓋ニ間隙ヲ生ジタルトキ之ヲ密着ナラシムルコト
 - 一 濕抜溝ヲ浚疏シ路盤^{（面）}ノ欠損ヲ予防スルコト
 - 一 並木ノ生育ニ注意シ其ノ障害物ヲ除去スルコト
 - 一 降雨ノトキ路面ノ水ノ汎濫ヲ除キ其ノ路面ノ破損ヲ防禦スルコト
 - 一 其他道路ノ保存ニツイテ常人夫ノ負担ニ堪ヘ得ベキモノ
- 第二項 常人夫ハ日出ヨリ日没マデ其ノ担当区域ニ出役スベシ
- 第三項 施業ノ成蹟ヲ監査スルタメ就業簿ヲ付與ス
- 当庁吏員又ハ本県主務吏員巡視シ工程ヲ指定スルトキハ其ノ要領ヲ就業簿ニ記録スベシ 此ノ場合
- ハ其ノ命令ニ從ヒ施業シ、尚餘アレバ工程外ノ修補ニ從事スベシ
- 第四項 モシ怠慢業務ヲ怠リタルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ給料支給ノ際当庁ニ於テ相当ト認メル金額ヲ
- 減殺スルカ又ハ解雇スルコトアルベシ
- 第五項 鍬鶴嘴鋤鏈ノ類ハ私物ヲ提携スベシ 上運車蝸木等ノ特別ノ器具ヲ要スルトキハ之ヲ貸與ス

第四節 郡制と出石郡役所の成立

出石郡里道改修補助規程

第一條

郡内町村ニ於テ里道ヲ改修スルトキハ本郡各年度豫算金額ノ範圍内ニ於テ其工費額ニ對シ左ノ歩合ニ依リ補助スルモノトス

工費金高	一等里道	二等里道	三等里道
千圓以上	六分	五分	四分
五百圓以上	五分	四分	三分
百圓以上	四分	三分	二分

第二條 里道ノ等級ハ郡長之ヲ定ム

第三條 里道改修工費ノ補助ヲ請ハントスルトキハ町村長ハ其改修ヲ要スヘキ事由ヲ具シ左ノ書類ヲ

添付郡長ニ願出ヘシ

一 線路名并ニ圖面

第五節 産業經濟の發達

一、農業技術の發達と地主制下の農村

1、銀行会社の設立

明治維新による資本主義制度の發達の最初の事業は、上からの急速度の近代産業を育成するための金融・会社制度の移植・育成であった。すなわち明治元年潤四月、商法司が設立され、五月「商法大意」を布告、封建的特権組合を解体し、商法会所が設立された。その後二年三月商法司を廢止し、勸商事務は「通商司」が繼承することとなった。これは資金不足・金融制度の不備のため、貿易商業上の利益を外国商人に独占されていたのを改め、貿易と産業の独立的發展を助長するを任務としていた。かくて明治五年一月国立銀行條例が公布され、第一国立銀行が設立され、同九年の改正により、金禄公債等の發行と相まって銀行が相ついで設立されるようになった。明治一二年には早くも一五三行となり、その資本金総額も四、〇六一万余円に達するようになった。

—また会社企業は福沢諭吉(二八四—二八五)・五代友厚(二八五—二八六)・渋沢栄一(二八四—二八五)等によって首唱され、明治四年に「立会略則」「会社弁」等の書物が刊行され、明治三年には半官半民の回漕会社が設立されたのはじめ、四年八月新に郵便蒸気汽船会社、五年四月には陸運元会社が設立され、開農会社(開こん事業) 関西鉄道会社等が相次いで設立され、明治一四年六月現在で、商業会社六六九、工業会社七八、農業会